

安全で快適な自転車利用環境 創出ガイドラインの改定



道路交通研究部 道路研究室

研究官 木村 泰

研究官 河本 直志

研究官 安居 秀政

交流研究員 大西 宏樹

室長 瀬戸下 伸介

(キーワード) 自転車ネットワーク計画、自転車通行空間整備、整備形態の選定、路面表示

1. はじめに

平成24年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)が、国土交通省道路局及び警察庁交通局より発出されて以降、全国での自転車通行空間整備が進展しつつある。一方、地域における自転車通行空間整備の基本方針となる自転車ネットワーク計画を策定した市区町村は一部にとどまっている状況にあり、引き続き、自転車通行空間の整備促進が望まれている。このような現状を鑑みて、平成28年3月に「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」により、自転車通行空間整備の促進に向けた提言がとりまとめられ、その内容等を踏まえ、同年7月にガイドラインが改定された。

国総研では、自転車通行空間を明示する路面表示の仕様の標準化に関して、敷地内実験による検討等を行い、ガイドライン改定に関わった。

2. ガイドライン改定のポイント

(1) 自転車ネットワーク計画策定の早期進展

自転車ネットワーク計画の策定が進まない理由として、市内全域を対象として計画を策定することに苦勞しているという意見が市区町村から挙げられていることなどから、市区町村が自転車ネットワーク計画策定に着手しやすくなるよう、優先的に計画策定に取り組むエリアを定めて、段階的に自転車ネットワーク計画を策定していく考え方が新たに記載されている。

(2) 安全な自転車通行空間の早期確保

ガイドラインには、自転車通行空間の基本的な整備形態として「自転車道」、「自転車専用通行帯」、「自転車と自動車が車道で混在(以下、「車道混在」という。)」の3つが示されており、交通条件に応

じ形態を選定することになるが、改定したガイドラインでは、安全な自転車通行空間の早期確保を目的として、整備形態の選定をより柔軟に対応できるよう考え方を示している(図1参照)。

また、自転車通行空間を示す路面表示については、これまで地域により様々なデザインが考案されている他、地域により設置の仕方が異なるなどにより、自転車利用者とドライバーの双方に通行方法等に関する正確な情報が伝わりづらいといったことなどが懸念されたことから、路面表示の標準的な仕様を示している(図2参照)。

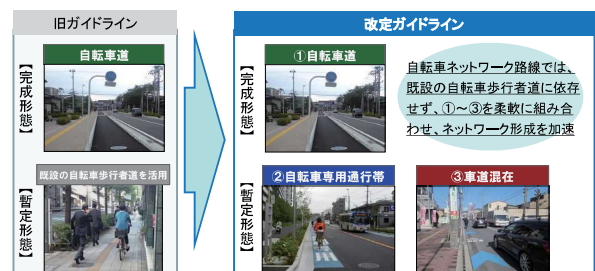


図1 整備形態の選定の柔軟な対応
(完成形態が自転車道の場合)

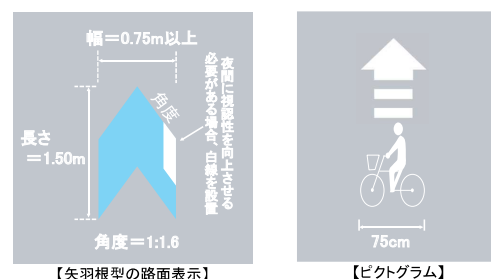


図2 路面表示の仕様の標準化(車道混在)

4. おわりに

ガイドラインの記載内容は、あくまで標準的な考え方を示したものであり、実際には地域の実情や創意工夫等により様々な対応が考えられる。国総研としても、そうした地域での事例や新たな知見等をもとに、今後も技術的な検討を進めていく予定である。